

総務常任委員会

平成19年3月19日午前9時00分から第1会議室で開かれた。

1. 出席委員

◎坂口 徹 ○木澤 正男 嶋田 善行
松田 正 中西 和夫
中川議長

2. 理事者出席者

町 長	小城 利重	助 役	芳村 是
収 入 役	中野 秀樹	教 育 長	栗本 裕美
総 務 部 長	植村 哲男	総 務 課 長	清水 建也
総 務 課 参 事	吉田 昌敬	同 課 長 補 佐	黒崎 益範
同 課 長 補 佐	加藤 惠三	同 課 長 補 佐	谷口 智子
企画財政課長	西本 喜一	企画財政課参事	野口 英治
同 課 長 補 佐	山崎 篤	同 課 長 補 佐	西巻 昭男
税 務 課 長	藤原 伸宏	同 課 長 補 佐	清水 修一
同 課 長 補 佐	吉村 俊弘	教委総務課長	野崎 一也
同 課 長 補 佐	吉村 三郎	生涯学習課長	山崎 善之
同 課 長 補 佐	清水 昭雄	監 査 書 記	佐藤 滋生
会 計 室 長	清水 孝悦		

3. 会議の書記

議会事務局長 浦口 隆 同 係 長 峯川 敏明

4. 審査事項

別紙の通り

開会（午前9時00分）

署名委員 松田委員、中西委員

委員長 おはようございます。全委員出席されておりますので、ただいまより、総務常任委員会を開会いたします。

それでは、本日の会議を開きます。

はじめに、町長の挨拶をお受けいたします。 小城町長。

（ 町長挨拶 ）

委員長 最初に、本委員会の会議録署名委員を私の方より指名いたします。

署名委員に、松田委員、中西委員のお二人を指名いたします。両委員にはよろしく願いいたします。

本日の審査案件は、お手元に配付しておりますとおりでございますが、はじめに藤ノ木古墳の整備工場の現場を見ていただくということで委員会を暫時休憩し、現地調査を行いましてその後、帰庁後に委員会を再開し、レジメに沿って委員会を進めて行きたいと思いますが、それでご異議ございませんか。

（ 異議なし ）

委員長 異議なしと認めます。それでは、藤ノ木古墳整備工場の現場調査を行うことといたします。暫時休憩いたします。

（ 午前9時01分 休憩 ）

（ 午前9時40分 再開 ）

委員長 再開いたします。

委員の皆さんには大変お疲れ様でございました。

藤ノ木古墳の整備工事についてのご質問は、本日のレジメにあります、2. の継続審査のところで改めてお聞きしていくことといたしますので、よろしくお願いいたします。

それでは、レジメに沿いまして進めたいと思います。

はじめに、1. 本会議からの付託議案についてであります。

(1) 議案第2号、特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてを議題と致します。理事者の説明を求めます。 清水総務課長。

総務課長 それでは、議案第2号、特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について、説明をさせていただきます。まず、議案書を朗読いたします。

(議案書朗読)

総務課長 本議案につきましては、前回の委員会で、説明をさせていただきました内容と同様でございます。それでは、末尾に添付をさせていただいております要旨をご覧いただきながら、説明をさせていただきたいと思っております。

この要旨に記載しておりますように、財政健全化に向けての行財政改革の推進を図るなかにおきまして、従来から特別職の給料等につきまして、抑制措置を講じてまいったところでございますが、斑鳩町特別職報酬等審議会から、昨年10月23日にいただきました、特別職の給料等にかかる答申を尊重する立場から、12月議会におきまして、平成19年4月1日からの町長及び副町長の給料月額を、町長については7.08%減額の80万円、副町長については7.06%減額の67万1千円とする条例改正をお願いし、議決をいただいたところでございます。しかしながら、その後、平成19年度の予算編成を行う中で、本町の財政が、まだまだ逼迫した状況であるという認識から、特別職報酬等審議会の答申の趣旨は十分理解し、尊重をするという立

場であることには変わりはありませんが、町民の方々に対しましても、こうした町の財政状況をご理解いただく意味からも、12月議会で議決をいただきました町長及び副町長の給料月額から、町長につきましては8パーセントを減額、副町長につきましては5パーセントを減額する特例措置を平成19年4月1日から講じることとするものでございます。ちなみに減額後の給料月額は、町長で736,000円、副町長で637,450円となります。

以上簡単ではございますが、説明とさせていただきます。温かいご審議を賜りまして、何卒原案のとおり、可決をしていただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受け致します。

(質疑なし)

委員長 これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案第2号については、当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。よって議案第2号については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

次に(2)議案第4号、平成18年度斑鳩町一般会計補正予算(第5号)についてを議題と致します。理事者の説明を求めます。

西本企画財政課長。

企画財政課長 それでは議案第4号、平成18年度斑鳩町一般会計補正予算(第5号)につきまして、ご説明申し上げます。まず議案書を朗読させていただきます。

(議案書朗読)

企画財政
課長

まず、この予算補正を行いました概要でございます。引き続き本町の課題であります都市基盤の整備と、人にやさしいまちづくりを進めるため、早急な対応が必要な施策等につきまして、補正措置を行うものでございます。よろしくお願い申し上げます。この歳入歳出予算の補正では、平成20年4月から施行されます後期高齢者医療制度に対応するための電算システムの構築の予算補正や、現在、積極的に取り組んでおります土地開発公社保有地の処分におきまして、売却損が生じたことによる損失補てんの予算補正をお願いしております。また、平成18年度の国の補正予算成立に伴います普通交付税の補正や、平成18年度末の職員退職に伴います退職手当組合負担金の予算措置を行いますとともに、寄附金や利子の決算見込みによります各基金への積立てなど、当初予算後の情勢の変化等に伴って、早急に措置を要するものにつきまして補正措置をお願いしております。また、年度内の執行が見込めない事業や用地交渉の難航等による繰越明許費補正としまして、合計1億4,931万1千円の予算措置もお願いしているところであります。

以上が、今回の補正予算の概要でありまして、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,478万7千円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ88億8,646万1千円とするものであります。

それでは、予算に関する説明書によりまして、まず歳入の方からご説明をさせていただきます。補正予算書の7ページをお開きいただきたいと存じます。

補正予算書の7ページでございます。第10款地方交付税、第1項地方交付税、第1目地方交付税では、普通交付税の追加交付を受けましたことから、1,068万8千円の増額補正をお願いするものであります。

次に、第14款国庫支出金、第1項国庫負担金、第1目民生費国庫負担金、第5節障害福祉費負担金では、障害者自立支援法によります給付費が利用者の死亡等により、自立支援給付費負担金で993万4千円の減額補正と、第6節保険基盤安定負担金で、保険基盤安定負担金が交付決定されましたことから99万5千円を減額補正するものであり、民生費国庫負担金では、合わせて1,092万9千円の減額補正となります。同じく第14款国庫支出金、第2項国庫補助金、第1目民生費国庫補助金では、平成20年4月から施行予定の後期高齢者医療制度について、その事務を円滑に実施していくための電算システム構築費用に財政措置が行われますことから、後期高齢者医療制度創設準備事業費補助金で413万9千円の追加補正をお願いするものであります。

8ページに移りまして、また、第3目土木費国庫補助金では、法隆寺線整備事業にかかります補助金が確定しましたことから、地方道路交付金1,045万円の減額補正をお願いするものであります。

次に、第15款県支出金、第1項県負担金、第2目民生費県負担金で、第14款民生費国庫負担金と同じ事由により、自立支援給付費補助金496万7千円の減額補正、保険基盤安定負担金821万9千円の減額補正をそれぞれお願いするものであります。このことにより、民生費県負担金では合わせて1,318万6千円の減額補正をお願いするものであります。

次に、第16款財産収入、第1項財産運用収入、第2目利子及び配当金では、各基金利子の決算見込みにより、347万7千円の増額補正をお願いするものであります。

次に、9ページでございます。第17款寄附金、第1項寄附金、第1目寄附金では、福祉基金としてご寄附いただきました10万円を追加補正するものであります。

次に、10ページであります。第20款諸収入、第5項雑入、第4目雑入では、市町村振興宝くじ交付金の交付決定がありましたことから、137万4千円の増額補正をお願いするものであります。

続きまして、歳出予算の補正の内容であります。11ページをご覧ください
ただきたいと存じます。

第2款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費では、まず、
第11節需用費で、地方自治法の改正や審議会等附属機関等の見直し
等によりまして、関係条例の改正が当初見込みを大幅に上回りますこ
とから、例規集の印刷経費としまして46万8千円、第13節委託料
では例規執務サポートシステムのデータ更新作成としまして、74万
4千円の増額補正、第19節負担金補助及び交付金では、町職員の年
度末の退職に伴います退職手当の支給に際しまして、負担金を奈良県
市町村職員退職手当組合へ負担しますことから6,464万8千円の
増額補正をそれぞれ計上させていただいており、合わせまして6,5
86万円の増額補正をお願いするものであります。また、第5目財産
管理費では、財政調整基金等の各基金利子の決算見込みによる積立金
291万9千円の増額補正をお願いするものであります。第6目企画
費では、文化振興基金の利子の決算見込みによる財源振替を行うもの
であります。

次に、12ページであります。第3款民生費、第1項社会福祉費、
第1目社会福祉総務費で、第25節積立金では、寄附金の受入に伴う
福祉基金への積立金10万円の追加補正をお願いするものであります。
また、同じく社会福祉総務費で第28節繰出金では、国民健康保険事
業特別会計への繰出としまして2,050万7千円の増額補正をお願い
しておりますが、その内訳としまして、まず後期高齢者医療制度の
実施にあたり電算システムの改修を国民健康保険事業特別会計で計上
しておりますことから、国保職員給与費等繰出金としまして1,37
7万5千円を増額補正、出産育児一時金の支給金額の増加により、国
保出産育児一時金繰出金326万6千円の増額補正、また、国保財政
安定化支援事業繰出金346万6千円の増額補正、合せまして2,0
50万7千円の増額補正を計上いたしております。第3目老人福祉費
では、歳入のところでも申し上げましたが、平成20年4月から施行
予定の後期高齢者医療制度について、その事務を円滑に実施していく

ための電算システムを導入いたしますことから、2,168万3千円の追加補正をお願いするものであります。また、第8目国民健康保険医療助成費、第28節繰出金では、国庫支出金等の軽減措置に伴う保険基盤安定負担金の交付決定により、1,228万7千円の減額補正を行うものであり、その内訳としまして、医療給付費分基盤安定繰出金997万1千円の減額補正、介護納付金分基盤安定繰出金32万6千円の減額補正、保険者支援制度分基盤安定繰出金、199万円の減額補正、合せて1,228万7千円の減額補正を行うものであります。次に、第11目障害福祉費では、歳入のところで申し上げましたとおり、障害者自立支援法によります給付費が利用者の死亡等により、当初見込みを下回りますことから、身体及び知的障害者介護給付・訓練等給付費のそれぞれの支給について、合せて1,986万8千円の減額補正をお願いするものであります。さらに、第13目介護保険事業繰出費では、介護保険事業への支援といたしまして、後期高齢者医療制度の実施にあたり、電算システムの改修を介護保険事業特別会計で計上しておりますことから、介護保険事務費繰出金294万5千円の増額補正をお願いするものであります。

次に、13ページであります。第7款土木費、第4項都市計画費、第1目都市計画総務費では、法隆寺線整備事業に係る事業費が確定いたしましたことから、第15節工事請負費1,800万円の減額補正と、第17節公有財産購入費で100万円の減額補正をそれぞれ計上し、合せて1,900万円の減額補正をお願いするものであります。次に、第2目公共下水道費では、公共下水道事業特別会計への繰出としまして、公共下水道事業に係ります国庫補助金及び町債などの特定財源が減額となる見込みから、第28節繰出金で2,510万円の増額補正をお願いするものであり、その内訳としまして、公共下水道事業費繰出金で2,740万円の増額、下水道公債費繰出金で230万円の減額、差し引き2,510万円の増額補正をお願いするものであります。

次に、第8目JR法隆寺駅周辺整備事業費で、駅南側の道路用地を

確保するにあたり、地権者が土地開発公社の法隆寺北2丁目地内の代替地を希望されたことから、土地開発公社において保有地の処分を行った際、売却損が生じたことから、その損失補てん2,952万7千円の追加補正をお願いするものであります。

次に、14ページでございます。第9款教育費、第5項社会教育費、第4目文化財保存費では、藤ノ木古墳整備基金利子の決算見込みにより、その積立金6万6千円の増額補正をお願いするものであります。次に、第6項保健体育費、第1目保健体育総務費では、スポーツ振興基金利子の決算見込みによる増により、財源振替をお願いするものであります。

最後に、15ページ、第12款予備費、第1項予備費、第1目予備費につきましては、今回の予算補正に要します財源1億3,233万9千円を充当させていただきたく、補正をお願いするものであります。

続きまして、4ページにお戻りいただきたいと存じます。

第2表 繰越明許費補正であります。冒頭でも申し上げましたが、諸般の事情により、本年度会計において予算の支出を見込めない事業がありますことから、繰越明許費として、後期高齢者医療電算システム導入事業で2,168万3千円、道路新設改良事業で1,800万円、法隆寺線整備事業で1億812万8千円、いかるがパークウェイ関連道路整備事業で150万円、合計で1億4,931万1千円の次年度への繰越明許費の予算措置をお願いするものであります。

それでは、1ページにお戻り願いたいと思います。

予算書を朗読させていただきます。

(予算書朗読)

企画財政
課長

以上で、平成18年度斑鳩町一般会計補正予算(第5号)についてのご説明とさせていただきます。何とぞ温かいご審議を賜りまして、原案どおり可決いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

委員長 　ただ今、説明が終わりましたが、他の委員会の所管にかかる事についてはそれぞれ了承いただいているという事をお含みいただきまして質疑をお受けしたいと思います。　木澤委員。

木澤委員 　すいません、ちょっと基本的な事を聞くので申し訳ないんですけど、11ページの職員退職手当組合負担金というものですね、これは一般会計からどれ位の割合で負担金を出しておられますか。

企画財政課長 　今回の職員退職手当組合負担金であります、これにつきましては、年度末の退職12名分に対します退職手当組合への負担金でありまして、この算出根拠と言いますのは、それぞれその職員が退職いたします勤続年数によりまして、負担金が変わって参ります。通常の退職と勧奨退職、定年退職の金額が違ってきますので、その差額につきまして退職手当組合負担金として予算計上して負担金を納めるものであります。以上でございます。

木澤委員 　そしたら、基本的には退職組合ってというのがあって、そこから出るけれども、町からの負担もあるという事ですね。この金額的に結構な金額になるんですけども、なんかちょっと聞いた話では、退職金の債ですか、そういうのも地方自治体で対応していくっていうような事も聞いた事があるんですけど、それはちょっとまた違う話ですか。斑鳩町としては別に、そういう対応は別に考えられてないという事ですか。

企画財政課長 　今おっしゃっておられるのは、退職手当債という国の起債制度の一つであろうかと思えます。これにつきましては、私ども奈良県市町村職員退職手当組合へ負担金を納めております関係上、今のところその起債を活用する予定はございません。

委員長 　他にございませんか。

(な し)

委員長

これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案第4号については、当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。よって議案第4号については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

次に(3)議案第15号、斑鳩町文化振興センターの指定管理者の指定についてを議題と致します。理事者の説明を求めます。

西本企画財政課長。

企画財政
課長

それでは、議案第15号、斑鳩町文化振興センターの指定管理者の指定についてをご説明申し上げます。まず、議案書を朗読いたします。

(議案書朗読)

企画財政
課長

それでは次の議案書をご覧いただきたいと存じます。議案書の要約を申し上げますと、斑鳩町文化振興センター・いかるがホールの指定管理者の指定については、引続き財団法人斑鳩町文化振興財団を指定管理者に指定しようとするものであり、また、指定の期間は平成19年4月1日から平成22年3月31日までの3年間とするものであります。

以上が概要説明でございますが、このことにつきましては、前回の総務常任委員会におきまして、平成18年4月から1年間、指定管理者制度を導入したなかで、その間どのように分析し、またどのように効果があったのか、またはなかったのか、そのような報告が一度もないなかで、今回の更新について指定の期間を3年とするための判断が

できないのではないかとのご意見をいただいたところでございます。そのため次回の総務常任委員会におきまして、その成果等が分かる資料を提出するように、とのご指摘もいただいたところであります。

そして今回、現段階では、財団法人 文化振興財団に指定管理者として指定を行ってから、まだ1年を経過しておらないため平成17年度と平成18年度のそれぞれ4月1日から12月末日までの第3四半期までの同じ期間における、斑鳩町文化振興財団の収支計算書とホール施設管理運営収支状況について作成を行い、その年度間比較を表わした資料を本日提出させていただきました。資料NO. 1でございます、そちらの方をご覧いただきたいと存じます。その資料をもちまして斑鳩町文化振興センターの指定管理者制度導入後の、平成18年4月から12月までの9月間ではありますが、その間の成果等につきましてご説明、ご報告とさせていただき、ご理解を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

では、その資料NO. 1「収支計算書3四半期までの執行額前年度比較」をご覧いただきたいと存じます。

まず最初に、収支計算書から説明させていただきます。平成17年度につきましては、平成18年度に対応させるため、科目におきまして一部組替えを行っており、比較しやすいように作成をさせていただいておりますのをご了承お願いいたします。

まず、科目のうち「事業活動収支の部」「1. 事業活動収入」「②事業収入」の中で自主事業収入でございます。上から5段目でございますが、自主事業収入では前年度と比較いたしまして515,180円の減となっておりますが、中段の「2. 事業活動支出」というところがございまして、「①事業費支出」「(1) 自主事業費支出」では、前年度と比較いたしますと4,455,748円の減となっております。これは、今申しました自主事業収入と自主事業支出との差額であります自主事業収支で、前年度より3,940,568円の収入増を図られたものであります。

次に、科目の「1. 事業活動収入」「②事業収入」のうち「使用料

収入」では、平成17年度では財団の「事業収入」で20,681,968円ありましたが、平成18年度では「③受託事業収入」の「使用料収入」、中ほどでございますが使用料収入に組替えをしております19,324,784円となっており、前年度と比較して平成18年度は使用料収入が少なくなっておりますが、これは、平成17年度には、喫茶室の使用料1,125,000円が含まれていましたのが、平成18年度では、町の収入としたことにより、収入が減っていることもあり、備考欄にございますように、使用料収入では前年度と比較いたしますと232,184円の減となっているところであります。減となりました使用料収入の主な理由といたしましては、平成17年度では大ホール、小ホールで平日の使用をされておられました方が、平成18年度では、平日の使用をされなくなったことによる使用料収入の減収でございます。

次に上から7つ目、「③受託事業収入」の「施設管理受託事業収入」では、町からの施設管理に係ります受託事業で、前年度と比較しますと9,081,000円の減となっております。これは経費の節減と使用料収入の組替えによるものでございます。

次に、「2事業活動支出」の「①事業費支出」「(3)施設管理運営費支出」で、ホールの施設管理に要しました費用で、前年度と比較いたしますと2,968,416円の減となっております。これは主に経費の節減によるものであります。また、下から4行目、「②管理費支出」の「(1)総務管理費支出」では、財団の人件費でありまして、前年度と比較いたしますと1,025,922円の増となっておりますが、管理費支出186,637円を総務管理費に組替え、また、職員の異動及び諸手当等の増によるものであります。

次に、ホール施設管理運営収支につきまして説明いたします。この資料の2枚目をご覧くださいと存じます。

第3四半期までのホールの施設管理運営収支を、前年度と比較いたしますと、「1.収入」の表の最下段の「収入合計」の右端、「増減」欄では、前年度より10,711,784円の増収となっております。

また、「2. 支出」の表の最下段の「支出合計」の右端の「増減」欄では前年度より2,672,373円の支出減であり、その収支では8,039,411円の差益が出ております。これは使用料収入をホールの施設管理運営財源に組替えされたことと、支出では各経費の節減、臨時職員の1名減、修繕費の減、等により施設の管理運営経費が前年度に比べ2,672,373円安くなっております。

以上の資料のことから、平成18年4月に財団を指定管理者とし、ホールの管理運営を行わせたことにより、費用の効率化や経費の節減など、一定の効果が現れているものと考えております。即ち1枚目の収支計算書では事業活動収入計で、平成17年度に比べ6,111,460円の減ですが、事業活動支出計では平成17年度に比べ6,446,209円の減で、支出の減が334,749円多くなっていること、また2枚目の管理運営収支では2,672,373円の支出減であり、前年度より安くなっている事という事で、節減努力が現れているものと考えているところであります。ただ、指定管理者制度導入の趣旨であるサービスの向上及びコスト削減が適切に図られているかどうかを見るには今後、利用者満足度も加味した新しい評価方法等を確立していかなければならないと考えているところであります。

次に、指定期間を3年とする理由であります。文化施設の管理運営を行っていく上では、企画力や専門性が必要となります。このため、人材の育成や経営の技術知識の面で、継続性・安定性を要する施設であります。さらには、財団の業績評価等のサイクル分析を行うには、数年間の業務実績の値を持って対前年度比較の検討することが良く、そのためには複数年を必要とすると考えているところであります。その最短期間としましては、3年程度を要すると思われまことから、今回、指定期間を3年とさせていただくものでありまして、よろしくお願いを申し上げます。

以上、簡単ではありますが議案第15号、斑鳩町文化振興センターの指定管理者の指定についての説明とさせていただきます。何とぞ温かいご審議を賜りまして、原案どおり可決いただきますよう、よろし

くお願い申し上げます。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けしたいと思います。
嶋田委員。

嶋田委員 閉会中の委員会では大雑把な説明で、口答での説明でありまして、今回はこのような資料を出していただきまして、ある程度は理解できますが、科目の変更等がありまして、まだまだ理解しにくい部分はありますけれども、相対的には支出において努力をされているという事が把握できるのではないかなと思いますけれども。指定管理者になって一年経たずにこれ位のある程度の成果が挙げられるのであれば、今まで逆に何をしておられたんかなという風な事も、逆に言えば言えるのではないかなと思います。ただし、一年に限らず複数年でも私はこれでいいのではないかなと思いますけれども、ただ、財政面だけではなく、財団の職員の資質の向上、また法人としての体制の整備ですね。例えば去年私、評議員会へ出席させていただきましたけれども、職員を一名採用しますと、採用方法はこれこれ、こういう事ですという風な議題がありましたけれども、まず職員を採用するについての動機ですね、目的、動機、そういう風なんが全然説明なかって、ただただ採用しますと、そういう風な議題を出してこられたと、これはもう職員の資質やなしに、財団自身の体質ではないんかなと。ただ、言えば評議員会ではある程度無条件で了解していただけるという甘えですかね、そういう風なんがあると思いますんで、そこら辺、反省言うんですか、これから構築して行っていただきたいと思います。以上です。

委員長 他にございませんか。 松田委員。

松田委員 この指定管理者制度の関係についてはですね、今日まで何回か一般質問でも問題、課題として指摘をしてきました。今回一応、18年度における文化振興財団の会計内容について、変わった分野の説明がさ

れているんですけど、これもですね、先程も指摘がありましたように、予算の組み替えが主なものだという風に思うんです。それと、事業の削減をして、やらんだら赤字が減るんやという事やったら何もせーへん方がましや、という事を証明している事にも実はなってしまうという事では、管理者制度を適用していく価値がなくなってくるのではないかと私は思うんです。だから、管理者制度を適用する事によって、どこがどう変わるのかという事を、この制度を実施する時から申し上げてきたわけです。全く変わらんじゃないか。文化振興センターの関係については文化振興財団がやってきた、これからもやる、という事で全く形態変わってない。変わらないもの、ただ単に指定管理者制度を適用という事を言うだけであって、結局組織は一つも変わってない、内容的にも変わってないじゃないかという事を申し上げてきました。これはいわゆる文化振興センターだけではなく、他の法隆寺観光自動車駐車場の関係もありますし、iセンターの関係も同じ事が言えるわけですが、単に組織としては全然変わらない事を、呼び方を変えるだけである、という事になって中身的には一つも変わらんじゃないか、というのが実体だという風に思うんです。特にここでは明らかになっていないわけですが、従来から言ってますように、この文化振興財団の関係については、契約が資料でも説明されていますように人件費のみが徐々に増えていくという事だけははっきりされているわけですね。だから経営全体としてどこがどう改善されるかという事については明らかでないと思うんです。さらにこれが斑鳩町役場の人事異動とも絡み合わせが出てくるわけですが、19年度のホールの人件費の関係というのは大幅に変わってくるという事も予測されるわけですね、現時点では。そういう事になってきますと、実際ホールの経営実態というものがどうなってくるのか。むしろ色々努力をされているけれども、結果的に事業費を削っていくとかあるいは情報の発信する形が減っていくとか、いう形になってくる現状があるという風に思うんですよね。だから、理事会などでも言われているように、今の情報の発信の方法がいいんかどうか、という事についても

もっと検討すべきじゃないのか、という事を言われているのもそこにあるという風に思うんです。例えばホールへ行ってですね、今日ようけ車停まったんなど、何あんねやろという事を言ったところで、今日は何がありますという掲示されてあるわけではありませんから、それぞれ分かるわけではないわけですね。だから例えば神社、仏閣なんかの関係では月の催しであるとか、あるいは一年間の主な行事であるとかいう関係っていうのは色々書いてますね。例えば旅館なんかについても、今日の宿泊客お客さん何名かとか、どういう団体がおいでになるのか、という事を書いてますね。ああ今日は割に多いな、今日はもう皆目あらへんなど、あるいはこのところはいつもより多いやないか、というような関係が訪ねて行った人にも分かるし、往来、前を通行する人でも分かるわけですよ。そういう関係、今日はホールで何をやってるのかという事を分かるように、一般の利用しない人でも、通行してるだけでも分かるような形というものの宣伝方法というものを考えてはどうか、という事も今言われているわけですよ。なるほどそうやなという風に思うんですけど、ただ、ホールへ行ってもまだなおかつ今日は何があるんですかと言わないと分からないような状態での催しもの、行事になってるやないか、という事で結局はチラシその他の関係、色々と努力をしてくれているんですけど書いたものだけであって、その場所に、あるいは通行その他によって認識するというものが一つもないという事ですよ。特に何一つ掲示があるわけでもなし、ポスターがそこらに貼ってあるわけでもない、というような状態になっているという風に思うんです、だからそういう形でいいんかどうか、という事でもう少し情報発信源って言ってるんですから、あるいはそれならそれでですね、発信源であると同時に中間的な介在をする関係のところもあるんなら、それらを利用するというのも一つの方法でしょ。そういう意味では、ホールと観光協会の関係はある部分では一致している動きがあるわけですね、連携を密にしている部分があるわけですよ。例えば、ホールの事業、実施についてのチケット販売なんかについても、観光協会の協力を得てるわけでしょ。とこ

ろがその金銭の扱いの関係については、監査の報告書でも指摘をしているような事態というものが、観光協会ではあるわけですね。それらの事についてもやっぱり改善をしていかないといけないという風に監査でも指摘をしているわけなんです。そういう意味で考えていくと、出来るだけ事業はやるけれども金をかからないようにという事のために、すべき事の宣伝費あるいは広告塔を建てるについても、そういう逡巡してしまう、もとが要るやないかという事になってそういう事をしない、という事などが現実にはあるんじゃないかと思うんです。出来るだけ考えてということは結構な事ですけども、その事のために思うような宣伝が出来ていかない、思うようなPRが出来ない、という形が私はあると思うんです。特にそういう意味での強化をしていくためには、色々見てみますと、ホールとはちょっと違うんですけども、今度の指定管理者の関係でも、対象、外部からおいでになる人々いわゆる観光客ですね、これを中心にしてもものを見る見方あるいはものの考え方、そして問題の提起の仕方というのが、だいたい観光協会の時は駐車場の関係もそうだと思うんです。ホールの関係はそうではないと思うんです。性格が共通してる分があるけれども、全く別のものもある、という関係がここで浮き彫りになっていないという風に思うんです。よく言われるのが、従って、やっぱりホールの関係についてもですけども、全体もそうですけれども、なぜ一年にしたのか、という関係について、一年契約にした理由というのを本当に十分に皆さんは飲み込んでいるんだろうか、理解をしているんだろうか、そういう、一年にしたという認識の上に立って、今回3年にするについて、単に実績が分からないからという事ではなしに、不十分だからという事ではなしに、その事をどう把握しようとしてるのか、あるいはそれを分からすための努力というものは、どの時点でやろうとするのかという事については一切触れてないわけですね。色々指摘があって今回は、いわゆるホールの関係についてはいわゆる実績としてここにですね、先程も説明がありましたように前年度と比較をして第三四半期までの関係について明らかにされているという事なんですけど、これ

も金銭面だけなんですよね。いわゆる指定管理者制度にする事によって硬直した今日の状況というものを、どう打破していくんやと、そのための具体的な施策をどう取り入れていくのかという事については、あまり明記をしていないわけなんですよ、というように私は思うんですよね。そこで、色々と理事会でも言われていますし、今日までも言われているような関係で情報をもっと発信していくという事について考えていくなら、どんな事が考えられるんかな、という事ですね。それは先程言われましたように、ホールの運営について、あるいは中に入ってもまだ分からないという関係を、今日はどんな催し物があるんだという事を、例えば図書館へ行ってもですね、同じ建物ですから、今日何やってるなという事が分かる、ちょっと覗いてみようか、あるいはこんな事もやってるんだったら今度から気付いて参加するようにしようじゃないか、というような注意を喚起するという事の方策というものが全然構じられていないじゃないかという指摘があるわけで、そういう事について考えていくんなら考えていくという事をやったらどうかなという風にも思うんです。例えば、今度ですね、色々注目をしながら見てるんですけど、例えばね、JR法隆寺駅この間竣工しましたよね、自由通路も出来ましたよね、果たしてその効果があるんかな、どうかなと思うけど、斑鳩町の観光案内所もあそこへ設置しましたね。一体それはどこが管理をして、どういう風にして使っていくんだ、どういう風にしようとするのかという事が明らかでないわけですよ、造った事は事実ですけどあれはどうしていくんですか。その説明がどこにもないわけです。僕は少なくともホールなんかの利用の関係については、JR法隆寺駅の観光案内所をせっかく造ってるんですから、朝晩、近郷の人々が勤めに行かれる、それでこういうものもやってるんだな、こういう事があるんじゃないという事を観光案内所の一つのチラシなりビラなりというもの、あるいは広告というものがもしも意識的に啓発されるとしたらね、そういうものを見て分かる事が出来ると思うんです。それによってもう少しホールというものが身近に感じる事が出来る事になってくるんじゃないか。単に外来者、いわゆ

る観光客のみを対象にするんじゃないしに、この周辺におります住民そのものについても啓発していく、今日は何がある、今月はどんな事がある、年間ではどんな事をやってるのか、というような関係が、駅のそういう施設をせっかく造ってるんですからそういう施設をもっと活用して、ただ印刷物をそこに陳列するという事ではなくて、もっと目に付く方法で宣伝をするという事を考えるべきではないか。その事によってホールの利用というものも高まるんじゃないか、というように思う。ところが観光案内所という管理においては、ホールの仕事ではなくて、むしろ指定管理者制度を設けようとしている例えば観光協会、観光協会の仕事になるのかなと思ったらその事もはっきり、明らかにしていないんであって、予算書を見てみましたけれども、予算書の関係にもその事について書いてないんですよ。そして、iセンターについては、観光案内という事について、そのみが委託をするという事を言ってるわけです。他の関係については言っていないわけですよ。一体何やと。予算書の商工費の関係を見ましてもですね、iセンターその他駐車場の関係みな書いている。ところがJR法隆寺駅の観光案内所を設置をしたという事についてどういう風にする、今後どういう風に活用していく、あるいはその維持管理についてどうしていくか、という事についても、目にとまる状態で記載がされていない、これはあるのかも分かりませんが、私が見落としかも分かりませんがね。しかも、同じように商工会の関係のところですね、観光会館の関係についても記載してますよね、維持管理の関係。ところがこれ、観光協会と全く無関係のものになってるわけですよ、今現在。そういう事などなどを考えていって、色々私が関連があるからですけども、それは委託、ここで審議委託をしていないじゃないかと言われるか分かりませんが、そういう意味から、関連があるんだという事からして、もしも許されるんなら私は、多少ですね観光協会の関係についてですね、見解を述べたい、あるいはご意見も考えたいと思うんですけども、今度初めてですね、監査として財政支援団体の監査を行った、その監査の対象にしたのは観光協会なんです。観光協会の関係についての監

査の結果報告書にも出しています。色々書いていますが、本当にこの関係について監査委員が指摘をして、皆さんに検討を願いたいという風に言っている関係については、一体何があるのか。もう一回読んでほしいと思う。言葉でだけで、監査の指摘した事項については十分に認識をしながら取り入れるところは取り入れてやっていきます、という風にいつも口で言っているんです、ところが実際にはそうではない。ところがこの監査の結果の関係、今回初めてですね、指定管理者をしようとするところの関係のことについて、今度はしたわけ、監査をしてるわけ。そして、法人格のない団体であるという事を言ってる中でも、実は斑鳩町観光協会の業というものをこの3つに分類してる、これは会計から見てもそうなんです。これは法隆寺iセンター業務、観光自動車駐車場業務及び法隆寺観光協会補助事業に分かれているんですけども、補助事業の関係に入るか入らないか知りませんが、実際にですね、JR法隆寺駅の観光案内所の関係はどこに位置付けをするのか、これを見る限り、観光協会の補助事業という風に見て、そこに入れるべなんだろう。あるいはiセンター業務の観光案内所という、斑鳩町全体を含めたその分掌的な関係でですね、適用、とらまえていこうとするのか、あるいは観光会館という名前だけはありますけれども、斑鳩町としては非常にお粗末なという風に思う、あまり自慢できるものではないという風に思うんですけど、依然としてそういう関係がそのまま踏襲されてきている。こういう関係ですね、だから我々としては監査の結果として現在の観光協会の概要というものは一体どうあるのか、あるいは観光協会の運営状況はどういう風になっているのかという事の指摘をし、その中でなおかつ事業別の関係で上半期の比較表という別表で出しました。この関係について、皆さん分からないと言われている法隆寺iセンターと観光自動車駐車場の関係について指摘をしている。よく似た事ですね、先程の報告とこの内容も。ここにも言ってますように、結局予算をつけかえを行った事によってるんですけども、実質的には一緒やないかという事を言ってるわけなんです。そういう事でいいんですか、という指摘をしてるんですね。

しかし、チケット販売の関係についての観光協会の扱い、あるいはそれをどう収入してるのかをここでは触れていませんけれども、この扱いそのものについても改善をしていく必要があるじゃないか、という指摘をしてるんです。これらの関係などが、いわゆる指定管理者制度を実施をし、さらに継続をしていこうとするなら、その事を改めていくという方法が、問題点として指摘をしているにもかかわらずそれを取り入れようとしない。そして、どうかと言いますと提案趣旨説明の中では、従来でも今日までもうまくいってるんやから、今度また更に継続しますよという風に言っている。分からないと一つも言っていない。なぜ一年間にしたのか、という事についての原因を究明する事について、十分ここで結論を出すに至らないという状況という事で一言も言っていない。そういう認識の中で言っているから全くちぐはぐな考え方に立ってように私は思われて仕方がないんです。そしてですね、ここでは観光協会の、いわゆる i センターの関係を委託についてここで分析をしながら、なおかつそれで観光協会がそういう仕事の役割というのは一体どうなのか、通り一遍的に処理をしているに過ぎないという指摘をしているんです。大胆に指摘をしました。しかも各種行事というのはマンネリ化をして、全体の低位に推移をしている、だんだん減ってきてる、という関係も指摘をしています。そして最後のむすびとしても、町の指定管理者として今後運営を行っていく上で、そういった収支会計を発生主義会計に組替えて計算をしてみて、課税所得が生ずることがないのか、研究しておく必要もあろう。これは、いわゆる観光協会が法人格を持たない団体でありながら、いわゆる消費税などについての課税対象になって、支払いを余儀なくされているというような事等を考え合わせて、非常に矛盾が多いじゃないかという事についての、わざわざ指定管理者制度を取り入れた結果において、対比をしながらも指摘をしている、こういう事が参考に全然なっていないのじゃないか、またそういう事を意識しているんかいらないのか知りませんが、そういう事についての削減が全然ないじゃないか、形式的に取り扱っているだけに過ぎないんじゃないか、という事を私

は厳しく当局側に追及したいと思う。そして、当局が出せば、全てが合法的なんだ、有利なんだ、正しいんだ、という認識に立つ事自身が私は問題があると思う。指定管理者制度の関係について当然に皆さん自身が初めに提案する段階から、十分それが出来なかったら出来なかった事についての内容そのものをやっぱり釈明し、そしてその事を充足するためにどうするか、という事をやっぱり率先して言うべきではないのか、私は思うんです。ところがそういう事にはない。そして現状こうで、しかも色々指摘をする事について快弁をするのはいいですけど、弁解に過ぎない、趣旨を徹底してる、というように私は思えて仕方ないんです。だからそういう関係から見て、まさにいろんな苦勞をしながら現状をどうして打開していくか、どうすることによって経営状態が少しでもよくなるのか、管理運営が出来やすくなるのかということ提起をしながら追及していったつもりであります、監査の結果についても全く無視されています。分からないことではない、我々が短期間に調査をした結果において、監査をした結果においても、いわゆる指定管理者の制度の関係についてどこに問題あるのか、あるいは今度どこにその組織、検討しなければならない課題があるのか、という事を指摘しているに関わらず、それらについて受け入れようとしない。一体なぜなのか。これは私は怠慢そのものの何ものでもないという風に思うんです。こういうマンネリ化を打破しなければならんという事を何回となく私は今日まで言うてきた、にもかかわらず改めようとしない、改められていない、という事が言えると思うんです。それで私はこういう関係を、全体的にはそういう事を思うんですけども、いわゆる先程から言いますように、一年間の契約、いわゆる当局が4年という事を考えたあと、一年間に変えて、そして検討せよという風に言って、そして今回3年になってきているんですけど、いわゆる1年にしたという経緯というのは一体何だったのか、この事についての思いを致しながら、今回の具体的な提案というものがなされるべきではなかったのか。しかもその具体的に分からないと言いながら監査の結果としても、たまたま指定管理者制度を取り入れていると

ころの関係についてしているわけですから、その関係についても、こういう関係については改める事が必要ではないのかという事を言っている。町内の指摘についても言っている、しかしこれらが全く取り入れられようとしなない。そして趣旨説明の中では今まで問題はなかったんやという関係で、指定管理者制度を継続するという事を言っている。一体これでチェック機能を果たそうとする議会の任務というものを本当に組み入れているのかどうか、という事について私は疑問に思う。そして今回はいわゆる建設水道常任委員会の付託になっているんですけども、その中で例えばJR法隆寺駅に設置された観光案内所というのはどう位置付けをされたのか、という関係ですね。これは全く同じようにiセンターの関係については案内所であるけれども、指定をしているけれども、それとも全く別のものであるとするなら、別途のものであるという関係の認識がないわけですし、観光協会に委託するのかがどうかも分からない、直営でいくのかがどうかも分からない。人を置くのかがどうかも分からない、全然分からないという関係をなぜそういう事にしてるのか、という事が、観光会館そのものについて、いつまでもどうしてるんや、なぜこれは一貫した施策の中での取り入れた、組み入れた内容として扱おうとしないのか、という関係の議論がされたのかと言うと、そういう議論がされていない状態があるという風に思うんです。それと同時に、長い間しゃべって申し訳ないんですけど、疑問なのは、今後、これ指定管理者をされている関係について、それぞれ条件があるんですが、駐車場は分かるとしても、財団の関係についても、特に観光協会の関係なんですけど、結局ホールの関係は、これは指摘しようとするならば、いわゆるその都度内容変更、その他があれば、だいたい定例議会などについて文化財団の関係っていうのは報告がありますよね。だからその時に質疑その他を言って、色々意見を言ってですね、お聞き取りを願うという事が出来るわけでありませう。ところが観光協会の関係はですね、そういう機会はないわけですよ、報告が一切ない、一方では議会での報告があり、一方では全く報告がないという関係はどうなるんだろ、何故なんじゃろ、これは組

織の違いだという事で一方では法人組織になっている、一方では法人組織に何もなっていない、という事だからという事を意味するんでしょうか、事柄的に私は行政としては差をつけるべき性格のものではないという風に思うんです。ところがそうになっているのは何故なのか。この事について聞きたい。そして更に今後人事異動その他の関係があるやに聞いておりますので、文化財団の関係について、19年度以降はですね、議会に報告という関係というものはされるんかどうか、これも分かりません。私は恐らくこれは観光協会と同じような形で報告というのではないんと違うかなという風に思うんです。もしこれが報告を続けていくという事になるとするならば、是非ともホールだけではなしに、観光協会の関係についてもそういう報告の関係というのをしてもらいたいと思うし、そういう事であるとするならば、少なくとも今回提起をしようこれらの関係についての、例えば1年にしたという議会の主旨というものを3年にしてくれと当局が言ってるわけですから、契約しようとしてるわけですから、3年にするとするならば、この事について議会が求めておった問題について、今後一年以内に、あるいは期間中にどこかの時点で首をつけながら、これの功罪の関係について、いわゆる議会に報告するという中間報告的な集約の仕方を考えているのかどうか、僕は考えられても然るべきだと思う。これだけ問題があって3年にしてくれというなら、これを一年ではどうにも結果がならない、一年未満の関係であるから結論出せないんだと言われるんなら、3年やったら出るんだと言うんだったら、3年までに結論を出せる状況がいつなのかという事を議論をしながら、そして一年あるいは一年半経てるという関係で分析した結果ですね、そういう結果が出てきてる、ここに問題がある、あるいはこういう点が改善をされたという関係について、議会にも報告をし議会にも了承を得るといような形がとられてもいいという風に思うんです。そういう事をせめて考えてここに提起されてもいいんじゃないか、今回です、3年を提起するについてですね、そういう事さえもしようとしない。何故なのか、どこまで本当に真剣に考えてくれているのかどうかという事に

ついて私は非常に疑問に思う、分からない状態が出てくる。しかもホールと観光協会の関係の違いというのは、観光協会の関係も、これはかつても議論を皆さんと申し上げたところなんです、土地の関係について町のものであるけれども、建物の関係、備品の関係については県ですよ、そしてここに経常財産の使用貸借対照表の関係というのが出てます、契約書が出てます、あります。ところがこの契約書見ましても町と県が協約を結んでる事は事実です。ところが県の下承があるかどうか知りませんが、町は管理者制度を指定して観光協会に委託しているという事ですけど、ある意味で言うたらこれは又貸しですよ、あるいは感じの。委任してるという事になって。こういう事がどんどんどんどん続いていったら、何からどっとなってくるのと同じ事なんです。それを防止するために譲渡してはならんと、譲渡する場合には云々と言うてるんですから、そうなれば県と町が斑鳩町観光協会に管理委託をしようとするなら、いわゆる県が観光協会に委託をしますという関係についての町と県の合意書がなければ、あるという事が一番望ましいと思うんです。本当にそういうものがとられているんだろうか、どうだろうかという事も出てきます。こういう関係について、とにかくうやむや、あやふやにしたままで、物事を続けていくという事については、私はあまり好ましい事ではないんじゃないか。だからどこかでやっぱり問題があるとするなら、すっきりさせて、すっきり出来るものはすっきりした上で、対応していくという事が望ましいんじゃないか、そうでないと、あちらこちらに色々行政上の関係について、あやふやな状態のままで推移をしてきている、その事が当たり前のような関係で意識をして、ものを取り扱わせるという関係が随所で見られるようになってきている。という事についてこそですね、私は従来から言ってるようにマンネリ化を廃止して正すべきは正していかなきゃならんという事を絶えず言ってきたのはそこにあるわけです。ところがマンネリ化、惰性の関係で随分追随してきている状態というのは出てきてる、その事が今回のこういう指定管理者制度の関係を見るにつけてもいたずらに議論を、討議を余儀なくさ

れてくるという現象を醸し出してるんじゃないかという事について、
一体どう考えているのかという事について、私は今日までずっとこの
行政を信頼してきた、ところが信頼してきた、あまり我々が安易で安
心という事でこういう事になってきてるんか分かりませんが、
そういう面を反省しなければならんと思うけども、あえて私、町議会
の関係でありますけれども長い間申し上げてきましたけれども、総体
的に申し上げてみたいと思うんです。こここのところに原因があるの
ではないか。そして色々この間の建設水道常任委員会での議論の内容
も聞きましたけれども、全くそういった事について議論が行われてい
ない、というような事から見て、私はやむを得ないならやむを得ない
でやって、了解を求めるなら了解を求めるという立場は結構なんです
けれども、それなりにつじつまを合わせるような関係と議会の意向と
いうものを尊重した形というものを、尊重されなければどうにもなら
んのじゃないか、というように思われて仕方がないんです。色々申し
上げまして答えにくい面もあるかと思いますが、何かお答えをいた
だくあるいは聞かせていただける事があるとするなら聞かせてほしい
と思うんです。

町 長

松田委員から色々ご指摘をいただきました。ただ、私はやっぱり
このいかるがホールにしても観光協会の関係等にしても非常にやっぱ
り難しい問題があると思います。やっぱりこういう施設を作ってい
く、あるいはまた建物そのものの関係等について、あるいは駐車場を
守っていく中においては、絶えず議会からも指摘されてますように、
我々はやっぱりそういう事に対する改革というものを絶えずそういう
事を見ながらやってきたわけでございますけれども、今、監査委員の
ご指摘のようにも、やっぱり法人格をとるという事も取り組んでい
くことも大事であろうし、そういう事も今、十分検討しながら出来るだ
け早くそういう観点に立って努力をしていきたい。私は絶えず改革を
やっぱり進めなければいけないという事は当然分かってるんです。た
だ、私はマンネリ化というよりも、やっぱり壁に当たったものをどう

していくかという事がやっぱり大きな問題。ただやっぱり私はこの関係等について、やっぱり財政的な問題、人件費の問題等、かなりそういう問題等が大きなシェアを占めておりますものですから、そういう管理の問題等については非常に難しい問題があろうと思います。確かにおっしゃっていただくように、そういう点については改革を進めていくべき、当然のことです。我々はそういう事に立ちながら努力をしておるわけですが、なかなかまとまっていけない。そういう事によってこういう形になってきたと私は思っています。これからは絶えず改革をしていく中でも、そういう指定管理の中で皆さん方がやっぱり厳しさをもっていくと。やっぱりそういう事についてはこの人件費あるいはそういう関係等について観光客の誘致、あるいはそういういろんなホールとの関係の問題等について、やっぱりそういう面については絶えず努力をする事が一番大事であらうと、それは職員が自らが改革していく事によって施設管理が出来ていくんじゃないかな。確かにおっしゃっていただくようにマンネリ化をしてきたという事について我々は反省をしながら、そしてまたやっぱり一つの指定管理者の中でどう改革をして、実効を上げていくのかというものについて、我々としてはこれから職員一丸となって努力していく事が大事であらうと。そうなりますと職員がその担当課だけやなしに、横の連絡を十分密にしながら、絶えずそのご指摘されたような関係等についても絶えず頭の中に入れながら、そういう展開をしていく事が一番大事だろうと考えております。今ご指摘の点については十分反省をし、その反省の下に立ってこの指定管理について、我々としては定めていただいた中で努力をしていく事が一番大事であると、それにはやっぱり改革が伴っていかないとできませんし、それはやっぱり聖域なき構造改革になってくるんじゃないかなと思っております。十分反省をしながら今後とも努力して参りたいと考えております。

松田委員 例え具体的に申し上げて、これは総務には付託されていないじゃないかと言われるか分かりませんが、例えばiセンターの関係に

ついてでも、我々も監査の指摘をしているんですけども、例えば建物その他の設備関係は直接観光協会が保有していないようであるが、備品類に関しては、平成17年度中にも、パソコン、書庫、自転車等、合計84万4,000円の購入支出があり物品管理が必要である。早急に現有機器備品、必ずしも有償取得に限ることなく、現物確認を実施し、今後町の基準に従い帳簿管理を行っていくべきである。という風にも申し上げました。県有財産使用対照契約書の中に、随分細かく色々書いているんですよね、備品で県のものになっている関係、軽微なものというんですけど、軽微なものとは今言ってるような関係というのは軽微なものというものの中に入っていくんかどうかという解釈の問題も出てくるわけですよ、そういう事のチェックなり、状態というのが我々には十分判断する事が出来ないような内容になっている。どこからどこまでが軽微でどこからどこまでが高いものという風にいうんですかという事を言うんですけど、それははっきりしない。だから監査の対象に実はしなかった。またそういう理解をしていなかった。建物の関係、いわゆる普通財産か行政財産か随分議論した記憶あるんですけど、建物の関係についてこういう契約があるという事について一つも知らなかった。これは我々が知らなかっただけかも知れません。そういうような関係が、依然として残っている事は事実なんですよね。そして先程言うように、今度のせめてやっぱりはっきりしてほしいのは、具体的な論議の中では、議会報告の関係は文化振興財団は変わりがないという事になるのか、あるいは報告する事になるのかしない事になるのか、どちらになるのか、19年度以降、という関係とか。そしたら観光協会はしないという事なんかどうかという事もありますし。あるいは中間報告的な関係で整理をしながら、議会が一年という事と言う時に求めた内容というものを明らかにすると。だから、もう半年待ってくれとかあるいは一年待ってくれとか言うんかどうか、という関係などについても少なくとも、一つひとつ難しい問題あるか分からないけど、一つひとつその事をほぐす事によって、今町長が言われる形に私はなってくるんだと思う。それをそのまま、ああ難しいな、

という事で放っておけばいつまで経っても残ってるわけです。さらにそれに累積されていくから大きくなってきたという事になるから、出来るだけ私は、今年は60年という一つのケジメですから、けじめを迎えた事をみんな喜んでるんですから、さらに前進するためにはこういう事を除去する事をしなければならん問題を除去していく、積立てていくべきものは更に積立てていくという努力をしていかなければならんと思うんですよね。ここにこそ意識改革と言われていたりですね、言われている関係というのはあると思うんです。これは口癖のように町長は言ってますよね。しかし、そういう風になっていないんじゃないかと、そしたらどこかで箍が緩んでるんじゃないか、という事になってくるから、そういう風な事のないようにせんと僕は、色々考えていくべき事があるんじゃないか。なぜなのか、なぜ問題なのか、なぜそういう事になるのか、という事をもう少し掘り下げてみるという事がないとですね、前進はないと思う。だからその事は強く申し上げておきたいと思うし、やっぱりどうしてもその事が不足しているんじゃないか、というように思われて仕方がない。そしてその場、その場における答弁を繰返しているという事について、全く納得が出来ないままで、長時間になるからもう辞めとこうという事でやめとくという事になっていて、全然そこには信頼関係というものが生まれてくる状態では私はない、そういう実情になりつつあるのではないか、という事について非常に私は懸念される。そういう事について特に私は申し上げておきたいと思う。だから先程言いましたように、中間報告を、整理をした関係ですね、そういう事を考えているかどうか、議会の報告の関係については、従来どおり文化振興財団の関係は変わらんといいなら変わらんと、あるいは観光協会もそういう事をしてるという事なのか、あるいはそういう事全然どっちもないとなるのか、という関係などについていっぺん聞かしてほしいという事と、それから新たに観光協会であるとかiセンターに出来る観光案内所の関係がどういう役割とどういう機能を持っていくんかという事について、一度お答えをしておいていただきたいと思います。

町 長

今ご指摘のいかるがホールの文化振興財団の関係等については、従来どおり議会等に報告を申し上げて参りたい。観光協会等につきましては今この監査委員からご指摘のように、まず正式な法人化の問題等について今現在検討しながら出来るだけ進めて参りたい。なお一層そういう点についても、明白にしていくために観光協会の関係等についても議会に将来的に報告する事、出来るだけ近い時期に報告出来る環境を整えて参りたい、その点については今、観光産業課とも十分協議をしながらそういう点についていきたい。JR法隆寺駅の観光案内所につきましては観光産業課等と観光協会と十分相談をさせながら、最終的に観光協会に委託をしていくという形になっていくのか、そういう事も十分議論をして、もう現実に3月10日から供用が出来てますから、オープンしてますから、その点については皆さん方一番このJR法隆寺駅に来られる方、またこの駅を利用される町民の方々等がやっぱり親切丁寧に観光案内所等をという事で相談される事も多いわけですから出来るだけそういう事も踏まえて、出来るだけ観光産業課と観光協会とのそういう点についても、膝を突き合わせて議論をしながらどう持っていくのか、近い将来そういった決定をしまいたいと考えております。

委員長

木澤委員。

木澤委員

色々前回の委員会からも言うて、こういう資料も出していただきまして数字的には説明もいただいたんですけどね。3年にしなければいけないというところの理由がちょっとどうしても見つからないんですよ。3年が悪いとは思わないですけども、それやったら別に一年一年契約をしていくという形でも、議会としてはよりその方がいいのかなと。指定管理者制度の目的、効果として経費節減の効果と住民サービスの向上の効果と、二つが大きく取り上げられてたと思うんですけど、経費節減については説明いただきましたけど、住民サービスの

向上っていうところでは、課長の説明ではこれからの課題だと、検討していくという風におっしゃっていたと思うんです。アンケートもやっておられて、その結果を見て、これからどういう目標を設定して、それに向かって進んでいくのか、そういうところも一つ検討課題かなと思うんです。先日、本会議の時に財団の予算の報告してもらいましたが、例えば友の会の会員数を目標設定して、年次計画立ててどうやって進めていくのかと。そういう形で例えば3年の計画でこういう目標をもって進めていきますよというところであれば、3年で効果が得られるという説明も理解できるんですけど、今それがまだ検討中やという段階でやはり3年の契約を結ぶって言う事がちょっとやっぱり理解が出来ないなという風に思うんです。それやったらまた一年契約でその間の、その間に言うたらそうした計画、見直しの点をどういう風に整理されるのか、って言う事があって初めて長期の契約って言う形になるのかなって言う風に、この間色々議論を聞かしていただいている中で、私はそういう風に感じるんです。

企画財政
課参事

いま木澤委員がお話されましたように、一応3年というのはあれですけど、サービスを提供する事については目に見えないソフト面の活動と言うたらあれですねけど、一応ソフト面の充実については、質問者が申されたとおり、目標をもってそれに近づけていくと、少なくともそのサイクルとしての最低期間が3年が必要であると。一年で目標立ててやる、そんで終わりですって言うのじゃなしに、やはり目標を立てて長期計画といたらあれですけど。定期間が必要な期間というのは3年が当然必要ではないか、と言いますのは3年後にはどういう形の目標をとって、どういう達成度があって、どういう効果あったのか。批判を加えるには1年では短過ぎる、一応ソフト面については目に見えて表れない、やはり指定管理者としては大きい財団に向けての義務と権限が付加されております。財団独自に今まで今日まで受託業者と言ったらあれですけど、受託団体としては行政の下で指示を仰いで規則、条例をもって運営しなければならない、それが今度は指定管

理者になった場合は義理と権限が指定管理者に付加されました。財団独自の意思って、当然、より高いサービスの提供に努めなければならない、そのサービスの提供の批判と言ったらあれですが、反省をどうという評価をするかと言ったら当然、他市町村のホール等の運営状況もあります。それらを比べて比較して検討していこう、そして我々財団としてはどういう目標を持ってどうするかという計画を立てる時に、一年ではとても計画立てて達成という反省とは比較できない。当然3年間のスパンをもって一年度計画を立てた、その次年度についてはその計画が目標どおり進んだかどうか、さらにチェック、アクションを加えて3年目に向かっていくという、少なくとも長期間の指定期間が必要ではないかと思っております。

そして今形に表されなかった平成17年4月から12月、18年4月から12月の提示を数字上表示できるのは数字的にこういう状態ですよと。その時についてはやはり財団の行政よりも枠を離れた柔軟な対応、住民のサービスに向けて質を向上していかなければならないという事で、指定管理者の責務を十分全うすべき取り組みを展開させていただいております。その経過途中であるという形で見たいという事で、指定期間としては我々としてはやはり長期間の数年の指定をお願いするという事で町にお願いしたという事でございます。

木澤委員 参事、今説明していただきましたけど、3年の契約をするのが悪いって言うてるんじゃないですけども、今言うてるように、計画を例えば1年で立てて、2年目でチェックしていくというのであれば、別に一年毎の契約でもそれは出来るわけですよ。議会が最初に4年の提示を受けて、そうしたところが見えないから一年で一回区切りを作ってチェックをしましょうよ、というところで最初に一年の契約という形でさせていただいたという風に思うんです。ですから、次のステップでまた一年契約させてもらって、次はその3年の契約が結べるようになっていくという形で検討いただくという形も私はあるんじゃないかなと思うんです。

委員長 松田委員。

松田委員 僕はね、事業の性格によると思うんですよ、期間の問題っていうのはね。だから、文化振興財団のような関係のものは、どちらかと言うと短期間では契約って言うのは成果を上げる事は出来ない、僕は思ってるんです。だからむしろかなりな年数、まとまった状況で、展望を明らかにしながらそれに向けて色々努力する、やっていくという事の方が人員獲得の面からいっても、あるいは事業の成果を上げる面からいってもこれが望ましいんじゃないかというように思うんです。ただ、今回出されているように、ホールの関係はそういう風に思います。ただ同じような形でものを見ることが出来るかどうかというと、観光自動車駐車場は私はそうではないと、観光駐車場の関係というのはどう自動車などを呼び込むかどうかという関係の手練手管が必要であると思いますけれども、これは1年経っても2年経っても、別に長い間やってる事の方がむしろ刷新していくという意欲を失う。ということがあるから、むしろ短期間の方がまだええんやろうなと思う。特に今、関連があるからという事で言ってるんですけど、観光協会の関係については、これは同じような位置付けで押しなべていこうとするところに問題があるんじゃないかな。あるいは一緒にまとまってという事であるとするならば、ホールと同じような関係でなくても、必ずしも僕はそれは成り立つであろうし、理屈もなっていくであろう。ただですね、観光協会の関係で、先程も言ってるように駐車場とiセンターですね、この関係ともう一つ事業という関係で分けていくというところについて、この2つだけを切り離すという事について、一体いかなもんかなと。そういう形で拘っているからこそ、先程言われているように、将来的には私かて観光協会を一体のものにしないとだめだなという風に思うんですけど、個人的にはですよ、法隆寺駅の関係についても観光案内所を設置してるけども、どういう運営の仕方をするにしても、やっぱり観光協会という関係の中でのポジションとして位置付

けをしないと、とてもじゃないけど運営が無理かなと、あれだけ置いて、町の直営で人を置いて、どうのこうのという事をととも考えられない、という事などを考えますと、やっぱりそういう実情に合わせて、即応した状況を取り入れながら対応していく。そういう事については、全て明らかに議会の関係でもしながら、こういう契約の関係について、あるいは指定管理者制度の関係が法で決まったからという事だけではなくて、直営か指定管理者制度をするか以外にないからこうせんな仕方ないという事になって、そうかと言って、内容が従来と一つも変わらないですという言い方で、過ごしていこうという考え方そのものに問題があるわけですから、やっぱりどうその中で変えることによって改める事が出来るかどうかという事について、やっぱり考えながら契約期間の設定というものを、過度的な関係は過度的な段階として、してみるという事で、今後だから3年間ですとこうしていくんだという関係になるという風に私は約束は出来ないと思うんです。それはiセンターの県との契約のように、5年、黙ってたらまた次5年いくと、そういう関係にはなってくる問題ではないというように思うんですよね。やっぱり節目、節目がきっちり詰めていかざるを得ませんが、やはりそういった事業そのもののもつ性格というものを十分考えた上で期間設定はしていくべき性格のものである。必ずしも右へならへという事で同一にしなければならないという条件では必ずしもないんじゃないかなという風に思っているという事だけ申し上げておきたいと思うんです。

委員長 嶋田委員。

嶋田委員 先程の町長のご答弁の中で、観光協会の議会への報告ですね、それが、これから考えていく、将来にわたって考えていくというようなご答弁だったと思うんですけれども、私、指定管理者制度というのを単純に考えて、この権利誰か買いませんかと、そしたら観光協会なり何なりが、はい私買いますわと、そういう風な感覚でおるんですわ。せ

やけど今、観光協会に指定管理料として町のお金を払ってるわけですね。その払ってる相手の報告を将来にわたって考えていくというのはちょっとおかしい話だとは思いますが。それと橋上駅の観光案内所なんですけれども、確か4月1日からオープンという風な張り紙してあったように思うんですけれども、これ、3月もう春休みに入ってます。観光客も増えてくんののに何で4月1日からやねんというような事も疑問に思って、担当課にちょっとお話をさせてもらいました。また外国人は単独で行動される人多いんですね。そしたらあの観光案内所に英語のできる方、各国の言葉できる方おられたらいいんですけれども、最低限英語のできる方を在駐、駐在していただいたらいいんじゃないかなというような事も担当課にはお話させていただきました。その時には、既存の英語のしゃべれる法隆寺の案内の方よりも観光案内のボランティアとして新たに人を募っていただいて、それで恐らく若い方、年寄りがアカン言うの違うんですよ。若い方に斑鳩町の観光案内または法隆寺の事に興味を持ってもらうという形での話もさせてもらいました。3月10日供用開始は既に前から分かっていた事なのに、何で4月1日か、という事も多少は疑問に思いましたんで、今、町長ご答弁ありましたのでその事だけ言わせていただきます。

町 長

いま嶋田委員からご指摘のように、我々も3月10日は十分分かっております。ただ、観光産業課と観光協会とのからみがございますし、ただ私はやっぱり4月1日という事で張り紙しましたけれども、お客さんから町長やっぱり3月10日に開いて、どうするんだという事で17日から観光協会のボランティアの方に観光協会の職員でもやっぱり来て頂かないといかんという事で、外国人も来ておられるという事で、また外国人の関係は斑鳩アイセスSGGという一つの組織がありますから、その会長さんは岡本昇さんという会長さんがおられますから、そことも十分協議をしながら観光産業課と詰めてやっていかざるを得ないと思っております。我々としても4月1日、3月10日というのを十分分かっていながらそういう点については、やっぱり住民の

方々については、やはり観光案内所があるのに何でそうですか、と言われたら、そういう事も踏まえて3月17日の土曜日から、一応昨日も来ていただいて仕事をしていただいていることは現状ですけれども、出来るだけ早くそういう点についてしてまいりたいと考えております。

嶋田委員 3月17日からやっていただいたらそれはそれで結構です。ただし今、アイセスという名前が出ましたので、またそれについては、アイセスは法隆寺のお寺の観光案内のボランティアであって、法隆寺駅で行く、どこそこへ行きなさいという案内のボランティアでないわけで、せやから新しく観光案内のボランティアを募らばったらどうですか、という事を担当課にはお話をさせていただきました。

委員長 意見色々出ておりますので、取り纏めのため暫時休憩いたします。

(午前11時19分 休憩)

(午後12時02分 再開)

委員長 再開いたします。

時間取りまして申し訳ございませんでした。ただ今の議案につきまして、指定期間を3年にするという事につきましては、昨年に一年にしたという経緯を含みまして、指定管理者としての総括を6月議会において議会に報告を求めますという事で、当委員会としてのまとめとなりました。それについて答弁をお願いしたいと思います。

町長 委員長からお受けいたしまして、そのように取り計らって参りたいと思います。

委員長 そうしましたら6月議会に報告を求めるという事でもちまして、議案第15号につきましては、当委員会として原案どおり可決するという事でご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。よって議案第15号については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

ここで13時まで休憩いたします。

(午後12時03分 休憩)

(午後13時00分 再開)

委員長 再開いたします。

次に2. 継続審査について、(1) 斑鳩町における歴史的史跡等の発掘調査、整備保存に関することについてを議題と致します。理事者の報告を求めます。 山崎生涯学習課長。

生涯学習課長 史跡藤ノ木古墳整備工事の進捗状況につきましては、現場でご説明申し上げたとおりでございます。

次に安田家古文書の現在までの整理状況を報告申し上げます。現在までの目録調書に記載した古文書の点数は2,705点となっております。最終的には5,000点を超えるものと考えられます。古文書の内容でございますが、安田家の頭首や法隆寺村の庄屋を勤め、また幕府領の総代庄屋を務めていた関係で、これにかかわる文書が多く存在しております。また宮大工関係や法隆寺に関する興味深い文書も散見されているところでございます。その一例でございますが、法隆寺の開帳や聖徳太子1200年記に関する記録、文化14年、1817年でございますが、本町での火事に関する記録、これには絵図もついております。次に大塩平八郎の乱に関して、五百井の庄屋が一統を匿い、それが発覚して庄屋役を取り上げられた事が記載された文書、そして正徳3年、これは1713年でございますが、大和一国の大工高が分かる文書や社寺の建築に際しての冊子等でございます。今後調査

が進めば、さらに興味深い文書が見つかるものと期待されるところでございます。古文書の整理状況についての報告は以上でございます。

その他史跡等につきましては、特段ご報告申し上げる事項はございません。以上でございます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、意見等があればお受けしたいと思
います。 松田委員。

松田委員 予算審査の場合に指摘をされてるんだろーと思いますけど。一般会
計予算書の150ページ、先程報告がありました安田家の古文書の関
係の調査結果の報告があったんですけども、この予算書の関係で説明
欄のところに安田家文書調査委員会委員となっていますので、これは
正しくはないという風に思うんです、誤解を与えるという風に思うん
です。指摘があったのかどうか知りませんが、とにかく安田家
の文書の委員会委員ではなしに、調査委員なら調査委員の謝礼という
関係で、委員会ではないと思うんですよ。委員会という事にあってい
ろんな誤解なり解釈が出てきますから、これは惑わす関係になると思
うので、審議済みではあると思いますけど。とにかく委員会というの
は正しくない、委員の関係で調査をしてもらうという関係で、囑託
であるのかなのか知りませんが、ここでも書いてますように、報
償費の関係でありますから、報酬ではありませんから、これはそれで
いいと思うんです。ただ、記事欄の関係で委員会という言い方をす
ると、色々と問題を起こすという風に思うので、これはむしろ然るべく
訂正をするかですね、何か処置をしておいてもらった方がいいんじ
ゃないかなというように私は思うんですけれども、その辺についてはど
うなんでしょうか。

生涯学習 いま委員ご指摘のとおりこれは調査員でございます。然るべき訂正
課長 をしていきたいと考えております。

委員長 他にございませんか。

(な し)

委員長 これをもって質疑を終結いたします。

継続審査については、報告を受け、了承したということで終わります。

次に、3. 各課報告事項について、(1) 損害賠償請求事件について、理事者の報告を求めます。 吉田総務課参事。

総務課参事 それでは各課報告事項の(1)であります損害賠償請求事件についてご報告申し上げます。この事件は平成16年(行ウ)第3号損害賠償請求事件でありまして、平成16年6月13日、原告西谷剛周は斑鳩町長小城利重を被告とする住民訴訟を奈良地方裁判所に提訴されたものでございます。この訴訟に関する宮本勝吉と峨瀬自治会は被告であります斑鳩町長小城利重を補助参加として平成17年10月7日、補助参加申出書を奈良地方裁判所に提出されております。原告が求める請求の趣旨は、町が峨瀬自治会に対して、峨瀬自治会集会所建設に伴う土地の無償譲渡及び補助金の交付をした事を違法であるとの主張でございます。この訴訟の公判は平成16年8月18日初公判から平成18年8月30日口頭弁論に対して、最終終結まで14回の公判がありまして、平成19年2月28日、判決が言い渡されました。判決の内容は原告の請求をいずれも棄却する、これにつきましては棄却とは審議の結果、その請求を退けるものでございます。訴訟費用及び補助参加に生じた費用はいずれも原告の負担とする、という内容でありまして町の全面勝訴でございます。しかしながら、西谷剛周はその判決を不服といたしまして平成19年3月13日控訴されたと弁護士の方から報告を受けたところでございます。今現在の状況報告とさせていただきます。以上でございます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、意見があればお受けしたいと思います。
ます。 嶋田委員。

嶋田委員 この判決、この裁判については町長個人よりも、自治会または自治
会員を巻き込んだ訴訟であったと思いますが、この判決を受けて自
治会なり自治会員、関係する自治会員に連絡は、と言うんですか、周
知はされたんですか。

総務課参 先程申し上げましたように補助参加されております。また、町から
事 も全面勝訴のことを峨瀬自治会会長にその文書を送付しております。

委員長 次に、（２）平成１９年度税制改正について、理事者の報告を求め
ます。 藤原税務課長。

税務課長 それでは、平成１９年度税制改正の主な改正内容につきましてご説
明を申し上げまして、本年３月末に予定をしております町税条例等の
改正に係る専決処分につきましてご理解を賜りたいと存じます。

まず、平成１９年度の税制改正でございますけれども、所得課税、
消費課税、資産課税等の税体系全般につきましては、平成１９年秋以
降に本格的、具体的議論を行うこととされました。この事から平成１
９年度につきましては当面の喫緊の課題といたしまして、主にわが国
経済の国際競争力の強化、活性化等の視点に立って改正されるもので
ございます。地方税につきましても、主に国税の改正に合わせまして、
国税との連携を図るため改正されますもので、特に大きな改正点はご
ざいませぬ。

それでは、お手元に配布をいたしました資料によりまして、町税関
係の主な改正内容につきましてご説明させていただきます。

まず、個人住民税でございますけれども、居住用財産の買換えの場
合の譲渡損失の繰越控除制度、また２番目の特定居住用財産の譲渡損
失の繰越控除制度につきまして、いずれもその適用期限を平成２１年

12月31日まで3年延長するというものでございます。この繰越控除制度と言いますのは、所有期間が5年を超える居住用財産を売却した際に譲渡損失が生じた場合、その譲渡損失の金額を、その年とその年の翌年度以降3年内の各年度の所得から繰越控除できるという制度でございます。この制度につきまして、3年延長をするものでございます。なお、公的年金受給者の市町村民税につきましては、現在、普通徴収により徴収をしているところでございますけれども、平成19年度税制改正大綱の内容に沿って、年金受給者の納税の便宜や市町村における徴収の効率化を図るため、個人住民税の公的年金からの特別徴収につきまして、平成21年度を目途に導入できるよう、社会保険オンラインシステム等の見直しがされることとなっております。合わせて申し添えさせていただきます。

次に、固定資産税でございますけれども、バリアフリー改修促進税制が創設されることとなっております。下記の居住者要件にございますように、65歳以上の高齢者、要介護認定又は要支援認定を受けた者、また障害者が居住いたします既存住宅につきまして、一定のバリアフリー改修工事を行った場合に、翌年度分の固定資産税を3分の1減額しようとするものでございます。ただし、100平方メートル分までを限度とし、100平方メートル分を超えます分につきましては減額をされないという事でございます。この制度は、平成19年4月1日から平成22年3月31日までの3年間は適用期間となっております。この対象となりますバリアフリー工事は、補助金等を除く自己負担が30万円以上の工事で、廊下の拡張、階段の勾配緩和、浴室の改良、トイレの改良、手すり取付け、床の段差解消、引き戸への取替え、床の滑り止め化が対象となっております。なお、固定資産税への影響が懸念をされておりました減価償却制度の見直しでございますけれども、固定資産税の償却資産につきましては、資産課税としての性格を踏まえまして、現行の評価方法を維持することで決着しております。

以上、町税に係ります主な改正でございますけれどもおm、いずれに

つきましても、平成19年4月1日が施行日となっているところでお
ぎいます。地方税法の一部を改正する法律案につきましても、3月2
日に衆議院を通過し、現在、参議院で審議をされているというところ
でございます。3月末には可決、公布されることを見込まれますこと
から、この法案が可決、公布されましたら、町税条例等の一部を改正
する条例及び都市計画税条例の一部を改正する条例につきましても、3
月31日をもって専決処分したいと考えております。

委員皆様には、どうかご理解を賜りまして、よろしくお願い申し上
げます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、意見があればお受けしたいと思
います。 木澤委員。

木澤委員 これまた広報等で周知をしていただけたらという風に思うんです
けど、なかなか分かりづらいと言うんですか、問い合わせ等も多いかと思
いますので、対応の方よろしくをお願いします。

委員長 嶋田委員。

嶋田委員 対象となるバリアフリー工事で①から⑧までありますねんけれど
も、これはトータルで30万円以上という形ですか。

税務課長 これに該当する工事をしていただきますと、その工事費、総額が3
0万円、自己負担でございますけれども、これを超える場合につきま
しては適用になるという事でございます。

委員長 中川議長。

議 長 翌年度分の固定資産税と示されているんですが、これは固定資産税
全体と見ていいのか、それともこのバリアフリー化した建物だけとい

う認識ですか。

税務課長 固定資産税の減額の対象となりますのは、先程申し上げましたように改築をされました居住用の建物ですね、これの100平方メートル分までが対象となります。

委員長 それでは次に、(3)斑鳩町公共物等有料広告物掲載取扱要綱について、理事者の報告を求めます。 西本企画財政課長。

企画財政課長 それでは、各課報告事項(3)斑鳩町公共物等有料広告掲載取扱要綱についてでございます。

まず、お手元の資料NO. 3「斑鳩町公共物等有料広告掲載取扱要綱(案)」の最後のページに要旨をつけておりますので、そちらをご覧いただきたいと存じます。

この要綱を設置する趣旨でございます。要旨を朗読いたします。

(要旨朗読)

企画財政課長 それでは、1ページ目にお戻りいただきたいと存じます。このような趣旨でこの新年度から有料広告につきまして、有料広告を募集していこうという事でございますが、まず第1条の目的でございますが、斑鳩町の公共物等に有料で広告を掲載することにより、新たな財政収入を確保し、町民サービスの向上及び地域経済の活性化を図ることを目的としております。

第2条では、広告掲載の対象となる公共物等の定義を規定しておりまして、(1)町が発行する刊行物及び印刷物、例えば町の広報とかパンフレット等、来発行するであろう刊行物、こういったものでございます。(2)インターネット上の町ホームページ、今ありますインターネットのホームページ上に広告を掲載していこうというものであります。(3)町の構築物、町の公共施設等に例えば広告塔などがござ

いますが、こういったものを町の構築物等に広告が出来るようにするという事がございます。(4)町長が、その他広告掲載が可能と認めるもの、としております。

第3条では、広告掲載に関する基本的な考え方を規定しております。「掲載する広告は、社会的に信用度の高い情報でなければならないため広告内容及び表現は、公共物等に掲載する広告にふさわしい信用性と信頼性をもつものに限る。」としており、第2項では掲載しない広告の概念を規定しております。その内容としましては、(1)町の公共性、中立性及び品位並びに景観等を損なうおそれのあるもの。(2)風俗営業に関するもの又はこれに類するもの。(3)政治活動、宗教活動、意見広告又は個人の宣伝に係るもの。(4)公の秩序又は善良の風俗に反するおそれのあるもの。(5)その他掲載する広告として適当でない町長が認めるもの。としております。

第4条では、広告の掲載の希望が同じ公共物等について複数ある場合において、掲載する広告の優先順位を規定しております。まず1.公共団体、2.町内の事業所、3.それ以外の事業所、の順位としております。

第5条であります。広告掲載の申込みについての手続きを規定しております。規定の申込書に現金を添えて町長に提出する、申込みの際にはそのようなことをうたっております。

第6条では、申込みに係る広告掲載の適否等を決定するため、町長は「広告掲載審査会」を設置し、公共物等に掲載する広告にふさわしいものであるかどうかの意見を聴くこととしております。広告掲載審査会の組織は、会長、副会長、委員をもって構成し、会長には副町長を、副会長には教育長を、委員には部長級の職員を充てることとしております。また、審査会の庶務は企画財政課としております。

第7条、審査会の所掌事項であります。(1)第3条に基づく、広告掲載の適否に関すること。(2)第10条に規定する広告掲載取扱基準の策定に関すること。(3)その他、町長が必要と認めた事項に関すること。としております。

次に第8条では、広告掲載の有無を決定したときの事務手順について規定をしております。

また第9条では、広告主の責任として、広告の内容に関する一切の責任は、広告掲載の申込者が負うものとしており、提出した版下原稿等は、町に帰属する旨も規定しております。

第10条では、広告の形態が広報やインターネット、構築物等で異なっており、また、広告の掲載をする個別の公共物ごとにそれぞれ「有料広告掲載取扱基準」というものを定めて個別に対応をすることとしております。その基準に規定をする基本項目として、次の8項目の規定をしております。(1) 広告の掲載位置、(2) 広告の規格、(3) 広告掲載希望者の募集方法、(4) 広告掲載の申込み方法、(5) 広告の掲載料及び納付方法、(6) 広告の掲載期間、(7) 広告掲載の取消し、(8) その他町長が必要と認める事項、であります。なお、この基準を作成するにあたっては、第6条に規定する先程の「広告掲載審査会」の審議を経ることになっております。

最後に第11条につきましては、弾力条項であります。また、この要綱の施行日は、公布の日としておりまして、読替規定としてこの年度末までの間に公布をしたいことから、第6条中の「副町長」とあるのは「助役」と読替規定を入れております。

次のページ以降につきましては、様式を規定しておりまして、様式第1号は「斑鳩町有料広告掲載申込書」、様式第2号は「有料広告掲載決定通知書」、様式第3号は「有料広告非掲載決定通知書」であります。再度、この有料広告掲載についてのフローチャートを申し上げますと、有料広告を公共物等に掲載する場合、まず、広告掲載をしようとする部署が、有料広告掲載の基本となるこの「斑鳩町公共物等有料広告掲載取扱要綱」に基づき、「有料広告掲載取扱基準」を作成いたします。次に、作成した「有料広告掲載取扱基準」を広告掲載審査会に諮った後、この基準をもとに、有料広告掲載の公募を行います。公募等により提出のあった申込書の広告内容につきまして、再度広告掲載審査会に諮り、広告内容が公共物等に掲載する広告にふさわしいか

どうかのチェックを行った後、掲載を決定する、という流れであります。現在この要綱が公布されますと町の広報紙及び町のコミュニティバスにおけます有料広告を予定しているところであります。

以上、簡単ではありますが、斑鳩町公共物等有料広告掲載取扱要綱（案）につきましてのご説明とさせていただきます。よろしくご理解を賜りますようお願い申し上げます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、意見があればお受けしたいと思います。 松田委員。

松田委員 この要綱を適用してですね、どの程度の収入見込みをたてているのか、だいたい見込み額っていうのはどれ位ですか。

企画財政
課長 19年度で74万9,000円予算額で見込んでおります。

松田委員 公布の日なんですけどね、公布の日からという事になっていきますけども、町議会へも出てるんですけどね、3月31日までの間やったら広報って言うけどあんまり日にちがないように思うしね。そして実際にこの広告の掲載その他のものを考えてもね、こういう事になんのかなという風に思うから、むしろ日にちをいつから、という事をはっきりしておいた方がいいんと違うかなと。3月31日までの間の読替って言うけど、いつ公布するのか知りませんがね、23日に例えば議会が終わってそして公布に、急にやられてもね、土曜、日曜になってくるし、あんまり日ないように思うけどね、この辺はどうなんですかな。

企画財政
課長 すいません、この公布につきましては出来るだけ早い時期に公布、年度内に公布をいたしますと、年度内に基準、有料広告掲載取扱い基準を定めるべく、広告掲載審査会も開く事が出来ます。そういった事を踏まえてこの広告につきましては、出来ましたら本日も報告申し上げ

げ、当委員会でのご理解を賜りましたならば、明日にでも決裁をとり、要綱の公布を行ってまいりたい。そして年度内に一度、その広告の掲載基準を作成いたしまして、委員会も開きたい、このように思っておりますので、そういった関係で公布をこの平成18年度末までに行うという風にしたいという事でございます。

松田委員 確かにあれをやってちょっとでも収入を、という考え方は分らないではないんですけども、広告物の取扱い、割に慎重に扱う必要が出てくるだろうという風に思うんですよね。しかも初めてであるだけに手順きっちり踏んでいかないとかなり問題があるという風に思うんですけど、実際に広告を掲載していくという時期っていうのはいつ頃を念頭に置いてるのかどうか、という事によるという風に思うんですけどね。それはどうなんですか。

企画財政課長 委員のおっしゃるよう出来るだけ早く有料広告を掲載すれば広告料が入るという事も視野に入れまして、出来ましたらこの4月の中間に入れますお知らせ版広報、もしくは5月広報で早速町広報にかかります有料広告の募集を行い、そして6月広報には有料広告を載せていきたいなと思っております。また平成19年度開始年度になりますので、次年度以降につきましては半年、半年、広告の募集を行っていき半年間隔で広告の募集をしていきたい、広告の掲載をしていきたい、このように考えております。

松田委員 6月以降に具体的に有料広告が掲載されるようになるだろう、だいたいところを目標において手順を進めるという事ですね。

はい、分かりました。

委員長 嶋田委員。

嶋田委員 第2条の3項ですか、町の構築物ってあるんですけど、これは具体

的などのようなものを想定しておられるんですか。

企画財政 これにつきましては、広告塔等を意識しております。

課長

嶋田委員 広告塔っていうのは新たに設置されるという事ですか。

企画財政 今現在、広告塔に有料広告を掲載する予定は考えておりませんが、将来的に広告塔なり、また公共施設の中でそういった広告スペースがもてるようになれば、そちらの方での有料広告の掲載募集をしていきたいと考えておりますが、今現在では何も募集の事は考えておりません。

松田委員 もう一度聞いておきますけどね、そうすると、先程協議をしましたが、例えば指定管理者制度を適用している団体などが一つの行事の関係で掲載するという関係になってくると、これはもう扱う事になってくるわけですか。当然公共性とか中立性、広報の掲載の順序の関係から見るとですね、いの一歩に取り上げられておられるという風に思うけどね、そういう関係になってくるんですかな。

企画財政 指定管理者におけます委託先につきましては、町の広報に載せる場合でしたらこの要綱を適用して有料広告。また外郭団体につきましては、外郭団体が発行する刊行物等につきましては、有料で広告をとっていくという事になれば、それぞれの団体がこの取扱い要綱に基づいて、この取扱い要綱に準じて有料広告をとられてはどうかというように考えております。

松田委員 結局はね、他の団体はそれで分らん事はないからええんやけどね、いわゆる町が管理委託その他をしている関係のものでね、例えば広告塔を出そうとする時には、これで要請してされるんだと思うんですけど、そういう事は認めてもらえるのかなという事です。例えばね、例

えばですよ、バスなんかも、これは割に移動するし範囲も広いし、ものによってはええ宣伝になるんやろうと思うんです。、そういう場合に例えばホールの関係であるとか、あるいは観光の関係であるとかいうような関係で、一つの宣伝。例えば今言われている1300年遷都、例えば60周年今記念事業とかありますわな。その時の免除にするような行事、広告を載せていくという事も考えられると思うんですよ、考え方によっては。その時にどうなるんやろかと。例えば先程もちよっと言いましたけど、ホールなんかでも広告塔どこへいってもあったりするんですよ。そういう場合にももちろん出すとしたら金は要るやろと思うけど、そういう時には一体どうなんねん。ところが公共物であるからとか何とか言うてね、減免とか何とかという関係になってくると、あまりえろ儲からんへんわな、ほんまのどこ言うたら、という事になるさかいに、そうかと言うてあまりこういう扱いについて、差別的な扱いという事も出来ん。そういう面についてきっちり、こうしていこうとすると、色々問題があるんやろなという風に思うんですよ。全部民間という事ではないですから。そういう時に一体どんな配慮をする事になるんかなと。今の関係では全部有料で、安けりゃ、高けりゃ、早い方がええと思うんやけどね、そうなってくると、そういう事などの一つの場面を利用して、より効率的にあるいは財政も豊かになるように、事業も成功させるためにという事でこういう事を了承とする場合にね、一体どうなんのかな、という事なんです。

企画財政課長 指定管理者制度を導入している指定管理者制度先の団体につきましては、広告を載せる場合には有料で載せていきたいと考えております。この要綱につきましても有料広告の掲載要綱でございますので、この要綱に基づいて広告を載せる場合には全て有料という事で、減免規定はないものでございますので、そういった中で考えていきたいと考えております。

松田委員 これはむしろ先程言いましたね、要綱の次に何か決める言いました

ね、基準か。その際に明確にどういう扱いをという事になるんでしょうけどね、恐らくその基準の中に、この要綱だけでは不十分ですから、基準の中にどういう取扱いをするのか。有料というのはもちろん分かります。有料というのだから。まけるのかまけんのかという事が出てくると思うさかいにね。そうするとややこしくなってくるわけですよ。一切そういう事がないのか、あるいは町長の減免という事を全然考えないという事で一本槍でいという事によっていくのか。そのようになるんかどうかによって違ってくると思うんです。そうせんと顔色を見てるとか企業を見てるとかいう事になりますわな。そうするといやらしい事が色々出てくるから、そういう事のないためには一体どうするのか、という事が課題になるように思うんですけどね。それらについては、もしも決めるとするなら、要綱の更に次に必要な事項としてどういう風に定めていくんかによると思うんですよね、そうせんとここで言われる審査委員会ですか、委員会にかけて、と言うけどその委員の関係のところへちょっとゴマすったらいいという格好になってもいけませんし、あとはこの事が悪の温床になってはならんという風に思いますから、そういう面について一体どうきちっと整理するかという事が課題だろうという風に思うんで、十分その辺は配慮しながら対応してほしいという要望だけ申し上げておきます。

委員長 それでは次に、（４）防災倉庫及び旧第二分団車庫の無償貸付について、理事者の報告を求めます。 西本企画財政課長。

企画財政課長 それでは各課報告事項の（４）防災倉庫及び旧第二分団車庫の無償貸付についてでございます。

この事につきましては、防災倉庫、旧消防第１分団詰所ですが、それと旧第２分団車庫、これは旧第二分団詰所ですが、これにつきましては、地元への減額譲渡につきましては、昨年の１２月議会に議案として上程をさせていただき、その際、旧第１分団詰所については、地元の負担を軽くするため、元の所有者である龍田神社へ

お譲りをすることを申し上げてきたところではありますが、神社へ安価で町の財産を処分することについては、憲法第89条の政教分離に多分に抵触する恐れがあり、その処分は好ましくない旨、町の顧問弁護士からアドバイスをいただいたところでもあります。そのため、旧第1分団詰所、旧第2分団詰所の2つとも、地元の太鼓台の収納を兼ねた倉庫として地元へお譲りすることとしておりましたが、その譲渡につきましては、もう少し整理するお時間をいただきたいと考え、議員皆様方のご理解を賜ってきたところでもあります。

つきましては、地元の太鼓台の収納場所としての使用について、地元からの要望が引続きありますことから、地域の伝統文化を継承する太鼓台の収納場所という公共的な使用に応えるため、旧第1分団詰所、旧第2分団詰所を斑鳩町財産規則第15条及び財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例第4条第1号に基づいて、それぞれ今お使いいただいている地元は無償で貸付けることといたしたく、また財産規則第16条第1項第3号の規定により、貸付期間を5年とするところと考えているところでございます。また、旧第1分団詰所、旧第2分団詰所は現在行政財産ではありますが、これにつきましても普通財産に変更し、それぞれ地域の自治会と建物について自治会倉庫として無償で貸し付ける使用貸借契約を締結しようとするものであります。旧第1分団詰所については、太鼓台に関連する自治会と、旧第2分団詰所については、三町自治会とそれぞれ契約を締結しようとするものであります。また、契約の時期は、4月中の締結を予定いたしております。維持管理につきましては、自治会にそれぞれお願いをしてみたいと考えております。

以上で、簡単でございますが、説明を終わらせていただきますが、議員皆様方のご理解を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

委員長

報告が終わりましたので、質疑、意見があればお受けしたいと思っております。 嶋田委員。

嶋田委員 　ただ今の説明をお聞きしてますと、将来的には地元が地縁団体等を作って法人化して、所有権を移転するという事なんですか。

企画財政
課長 　そういった事も視野に入れております。

嶋田委員 　無償で貸与するのであれば、何も地縁団体を作って所有権を移転するところまではいかなくてはいいいんではないかなと思うんですが。

企画財政
課長 　地元の意向でそういった譲渡に関して要望があれば、それに依っていくという事で、当面は無償貸付けでいきたいと考えております。

委員長 　それでは、次に（５）正午の時報について、理事者の報告を求めます。　清水総務課長。

総務課長 　前回の委員会で、昨年８月１５日をもって中止をいたしました、正午のサイレン吹鳴にかわる時報につきましては、今後検討していくということを申し上げておりましたが、その後、正午の時報をお伝えする方法としては、やはり安価であって、最も効果が大きいと思われる方法が望ましいということから、各小学校に設置している青少年健全育成上の放送設備を利用することとして、検討を行ったところでございます。

　　３月１２日（月）には試験的に斑鳩小学校の設備で正午に実際に鳴らしてみたり、それが与える影響等を調査をしたところでございます。その中におきまして、やっぱり最大の問題点は、正午には各小学校ではまだ授業中であるということ、音響が教室の中にまで入って鳴り響くといった状況ではないものの、全く支障がないという事は言えないことから、各小学校での時報はやめる事といたしまして、役場庁舎で新たに設置する方法をとるとのことといたしました。時期的には住民の方々への周知も含めまして平成１９年度のなるべく早い時期に設置をしてまいりたいという風に考えております。

以上簡単ではございますが、正午の時報についての報告とさせていただきます。ご理解を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、意見があればお受けしたいと思います。 嶋田委員。

嶋田委員 それは試験的ではありますが、毎日作動させるという事ですか。

総務課長 試験的じゃなくて、役場に設置したら、毎日正午の時報という形で鳴らしていきたいなという風に考えております。

嶋田委員 それは吹鳴やなしに、さっき聞き漏らしましたけど、チャイム。

総務課長 説明不足で申し訳ございません。サイレン吹鳴じゃなくて他の音源、例えばチャイム等を考えております。

嶋田委員 そしたら非常時のサイレンというのはどのような形。今までと同じような形ですか。

総務課長 今までと同じように原則的には月の初日に鳴らして、吹鳴検査という事を今後も継続して参りたいと考えております。

嶋田委員 この間、高取町でしたか、雷が落ちて非常時にサイレンが吹鳴出来なかったという風な事例が起きてたと思うんですけれども、あれも毎日鳴らしていれば、その事は発見できたんじゃないかなと。消防活動に差し障りはないという見解だったらいいですけれども、そこら辺も考慮していただきまして、月1やなしに、やっぱりある程度頻度をもってですね、やっていただければいいんじゃないかなとは思いますが、これは意見として言わせていただきます。

委員長 他にございませんか。

(な し)

委員長 それでは他に、理事者側からの報告はありませんか。 小城町長。

町 長 実は町制60周年で会社名等は広報等には控えてほしいという事で、東洋シール工業から100万円、iセンターにピアノを寄贈するという事で100万円をいただいております。これについては補正を組んで次の議会等でもしてまいりたいと考えております。東洋シール工業さんから60周年という事で100万円をいただいて、iセンターのピアノを購入という事で、ピアノ購入につきましては3月31日までに納期をしていきたいという事で今現在作業をしておりますので、ご了承いただきたいと思えます。

松田委員 iセンターというのは法隆寺のiセンターの事やな。報告はそれで分かるんですけど、現在あるピアノは籍も何もないんやと言うてたけどね、あれはあれでどないしますの。

町 長 それは下取り、下取りと言うか無償で持って帰っていただく、購入する時に。

松田委員 何にも、どっかからもろてきた物で籍も何もないんやという話やからね、ないという事を思ってたらいいんでしょうけどね、分かりました。あれは処分してしまうという事で。はい。

委員長 以上、これら各課報告事項については報告を受け、了承したということ以て終わります。

次に、その他について、委員の方から質疑、ご意見等があればお受けしたいと思えます。 木澤委員。

木澤委員 一点、予算委員会の中でもちょっと質問されてましたけど、臨時職員さんの賃金について町長、一定答弁されてましたけども、10%カットするという根拠が、町長の話、答弁聞いている中でもひとつよく分からへんかったんですけれども、その根拠っていうのは一体どこから出てきたんですか。

総務課長 10%カットした根拠でございますが、例えば物価上昇率でありますとかそういったものを引っ張ったものでございまして、単なる1割カットという発想から出てきたもので、単純な発想でございます。

木澤委員 カットによって周辺との調整も図りながら、という事をその時おっしゃってたと思うんですけれども、10%カットしてしまうと、斑鳩町が言うたら近隣の中で一番低くなってしまおうという事については、どういう風にお考えになってるんですか。

総務課長 周辺とも調整を図りながらとお答えしたものでございまして、周辺の賃金を勘案する中で当町は10%下げるといいう言い方を申し上げました。結果として決して10%下げる前でも決して斑鳩町だけが突出したものではございませんが、先程来、一番当初の議案第2号でも説明を申し上げましたように、町長、副町長の給与月額を下げ、逼迫した財政状況であるという事を町民の皆様方にも理解をいただくと、また一般職員につきましても、給料表の額の見直しによって、ご存知のように約職員の半数は定期昇給がストップしてるといった状況も含めまして、やっぱり臨時職員の方にもそういった事をご理解いただきながら同じ職場で働いていこうという事でお願いしたいという事で報告をさせていただいて、それぞれいただいているといった状況でございます。

木澤委員 職員さんの質の向上という事は言われてましたけれども、臨時職員

さんについても質の向上をしてほしい、研修等ですね、行っていただくという事ですけども。そもそも賃金からして働く中で、よそと調整じゃなしに勘案する中でという事ですが、よそでは賃金を引き下げるとか、そういう事をするっていうのは特に聞いてないですよ。そんな中で斑鳩町だけ賃金を特に1割ぽーんとカットしてしまうと、職員さんの志気にすごくかかわるんじゃないかなと、私はすごい心配なんですけれども。

総務部長 　いずれにいたしましても、財政が緊迫している中で、当初申し上げておったとおもいますけれども、住民の皆さんと痛み分けもありながらこういった関係を進めていくという事を申し上げておったと思えますけれども。そういった観点からさしていただいております。そういった委員からも申されておりますように、そうした中にありましても、やはり質の低下をしないような職員の研修、そういったものについてはさしていただきたいという風に私も答えてきたところでございまして、このようにしていきたいと考えております。

委員長 　松田委員。

松田委員 　ちょっと聞き漏らしてるんかも分かりませんが、最賃制が決まっていますよね。最賃制を更に10%下回るという事を言ってるんですか、それとも最賃制は確保するという事なんですか。

総務課長 　予算委員会の中でも最賃を割るのではないかとご質問もあつたんですけども、それは運営の中で最賃を割らないという事でやっいていこうと。一部、単純に8時間で割ってしまうと最賃を割ると言つた形が出てきてですね、それについては運用の中で対応をするという事をしておつたんですけども、誤解を生じる恐れもあるという事で、その一部については8時間で割っても、今、奈良県の最低賃金の時間656円でございますけれども、それを上回る形で実施していくとい

う事でございます。最終的には最低賃金上回った形になります。

松田委員 少なくともね、出来るだけ人件費その他を抑えていこうという気持ちは分らないではないんですけども、私もかつて一般質問で申し上げたようにですね、全てを申し上げなかったんですけど、省略した分があるんですけども。やっぱり最低賃金制が生活保護費よりも下回ってたという関係があるというような関係について一体どうなのか、斑鳩町は、という事も色々聞いたりしたんですけどね、誤解があってはいけませんので、最低賃金制というのはこれは守らなければならん、これを下回って雇用するという風な事はやっぱりやれないという風に思いますので。その辺はやっぱり厳然として地方公務員でありますし、臨時といえども、そういう事を町がしていく事ではないという事だけはっきりしといてほしいと思うんです。そうしないとただ10%、最低賃金制を割っててもいくんだという事では困ると思いますし、それからちょっとこれは余計な事を申し上げているんか分かりませんが、都合が悪ければ結構なんですけど、そういう人を適用してですね、臨時雇用をしようという関係については特定の人なんですか、それとも一般的にそういう事を考えているという事なんですか。

総務課長 特定の人というのじゃなくて、その職種で下げております。ちなみに一般の事務員がこれまで時給800円だったものを720円にしたといった事であります。ただし給食調理員につきましては採用の色々な条件も加味いたす中で750円という事でございます。

松田委員 申し上げたいのはですね、安く雇用するという事について臨時職員という事で、そしてその事が差別的な関係に解釈されるというような事であってはならんという風に思うんですよね。だからそういう面について、もしもあきますと町自らが差別賃金を奨励してるという事になり兼ねませんからね、そういう事ではないんだという事についてきっちりしてですね、そして問題の対応をするという事が必要ではない

かと思えますし、これは原則ですからね、当然守られていくという風に思うんですけども。そういう事についてはきっちり誤解の生じないように手立てをしてほしい、これだけ要望をしておきたいと思えます。

委員長 中西委員。

中西委員 同じ質問ですねけど。この前ちょっと聞いたのが、ボーナス、それが新年度、19年度から半分になる、またその後それが3分の1になっていくとかいうような事を聞いてますねけど、それについては。

総務課長 今おっしゃっていただいているのは一年雇用の場合で月給制で採用した職員についてでございますが、従来は3ヶ月、一年間雇用した場合3ヶ月、勤勉手当として支給をしておったところでございますが、それを1ヶ月に改める、ただし平成19年度につきましては暫定措置として1.5ヶ月に改めるといった内容でございますが、そういった内容で、いわゆるボーナスを3ヶ月から最終的には1ヶ月にしていこうといった事でございます。

中西委員 その関係もね、正職の方も同じようにボーナスにそういう段階付けて下げていくねんという形であれば、臨時職も仕方ないかなと思えますねけど。何か臨時職という弱い立場の人、何かそれでいじめると言ったら誤解ですけど、何かそんな感じに取れるようなところもあると思えますので、全体的に正職と同じ形のレベルで見てあげてもらいたいなという事です。

それとね、もう一点、一割カットという事を言うてはりましたけど、その一割カット、臨時職員さんの報酬を一割カットする事によって、どれだけの効果が出てきてるのか、そこまでして大きい効果が得られるのかどうか。

総務課長 賃金の改定する事の影響でございますけれども、平成19年度当初

予算のベースで換算いたしますと、約1,750万減額となる事になります。もうちょっと分かりやすく言いますと、平成19年度の当初予算に盛り込んだ臨時職員の雇用予定人数を旧の賃金で割ったものと、今年の平成19年度の予算を比べると約1,750万減額になったという事でございます。

中西委員 一割カットでそれだけの金額になるのか。

総務課長 一割カットと先程申し上げました3ヶ月を1.5ヶ月にするといった事も含めましてそういった計算になります。

中西委員 ボーナスの関係ですねけど、ちょっと部長その、最終、3ヶ月を1ヶ月までもっていくというのは何かちょっと酷な感じもしますねけど、その辺ちょっと考えてもらう余地はありませんのか。

総務課長 臨時職員の採用の試験等々で募集要綱はそういうところにも、そういった形で応募していただく。説明をする中で応募していただく。採用試験の時にですね、あなたもし雇用されたらこういった条件ですよ、と説明をさせていただく中で合格をされた方には来ていただいているといった事でございますので、その点については、私どもとしてはそういった事でご理解いただいているという事で大変ありがたいという風に考えているところでございます。

中西委員 説明されてるという事ですけども、受けて来られる方はやはり仕事、今この時代ですのでなかなか仕事見つけるの難しいという中で、下がっても仕方ないやないか、と感じで来ておられると思いますねん。ただ、説明をしてるという事ですけども、もういらんかったら来んでええで、というような感じにもとれますんで、そこらもうちょっと考えたってもらいたいなと思います。あんまりこれで長いこと時間とってあれやし、出来れば検討して頂きたいと思います。

委員長 その他についてもこれをもって終わらせていただきます。
これもちまして、本日の案件については、全て終了いたしました。
なお、本日の委員会報告のまとめについては、正副委員長にご一任
いただきたいと思います。ご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。
それでは、閉会にあたり町長の挨拶をお受けいたします。

(町長挨拶)

委員長 最後に、今委員会が最後の委員会となります。この一年間頼りない
委員長で大変皆さんにご迷惑おかけしましたけれども、皆様のご協力
のお陰をもちまして無事に終わらせていただく事ができましたので、
まずお礼を持ってかえさせていただきます。ありがとうございました。

これもちまして総務常任委員会を閉会いたします。

どうもお疲れ様でございました。

(午後2時03分 閉会)

|